

○印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
平成27年12月22日条例第35号

印西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の執行機関の欄に掲げる執行機関が行う同表の事務の欄に掲げる事務、別表第2の執行機関の欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の事務の欄に掲げる事務及び市の執行機関が第3項の規定により法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の執行機関の欄に掲げる執行機関は、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市の執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネッ

トワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定による特定個人情報の提供は、別表第3の照会機関の欄に掲げる機関が、同表の提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1 (第4条)

執行機関	事務
1 教育委員会	印西市立幼稚園保育料等に関する条例（昭和41年条例第7号）による保育料又は入園料の減免に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例（平成7年条例第6号）による医療費又は調剤費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	印西市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成8年条例第15号）による医療費、調剤費又は診療・調剤報酬証明手数料の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの

7 教育委員会	小学校若しくは中学校の通常学級に就学する学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する児童生徒又は特別支援学級の児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2（第4条）

執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。以下同じ。）の支給に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等</p>

		<p>関係情報」という。) であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
3 市長	<p>印西市重度心身障害者の医療費助成に関する条例による医療費又は調剤費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 印西市ひとり親家庭等医</p>

		<p>療費等の助成に関する条例による医療費、調剤費又は診療・調剤報酬証明手数料の助成金の助成に関する情報（以下「ひとり親家庭等医療費等助成関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 子どもの医療に要する費用の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
4 市長	<p>印西市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例による医療費、調剤費又は診療・調剤報酬証明手数料の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）であって規</p>

		<p>則で定めるもの</p> <p>(8) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 子どもの医療に要する費用の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
5 市長	子どもの医療に要する費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 障害者関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(4) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) ひとり親家庭等医療費等助成関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの</p>
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	<p>(1) 医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの</p>

		<p>(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(6) 母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(7) 住民票関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(8) 児童手当関係情報であって規則で定めるもの</p> <p>(9) 介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
--	--	---

別表第3（第5条）

照会機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実	教育委員会	学校保健安全法（昭和33年法律第56号）によ

	施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの		る医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
2 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
4 教育委員会	印西市立幼稚園保育料等に関する条例による保育料又は入園料の減免に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に

			関する情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (3) 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの (4) 住民票関係情報であって規則で定めるもの (5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
6 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
7 教育委員会	小学校若しくは中学校の通常学級に就学する学校教育法施行令第22条の3の規定に該当する児童生徒又は特別支援学級の児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 住民票関係情報であって規則で定めるもの